

筑波乳業は、

## 家庭と仕事の両立支援 と 女性活躍の推進 に取り組んでいます！！

ライフイベント(育児や介護)と仕事の両立支援に積極的に取り組むことで、社員が働きやすい職場環境を整備し、男女問わず従業員が、長く活躍できる制度・風土づくりを推進しています。

◆ 取 り 組 み の メ リ ッ ト ◆	両立支援	社員	会社(職場)
	女性活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私生活の充実と仕事の意欲向上につながる</li> <li>・時間管理や物事を予測するマネジメント能力が養われる</li> <li>・心身のリフレッシュができる</li> <li>・家族との絆が深まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員を大切にすることというイメージアップにつながる</li> <li>・優秀な人材確保</li> <li>・業務内容の見直しなど業務効率の向上につながる</li> <li>・社員の育成や能力開発につながる</li> <li>・私生活の充実によるモチベーション向上</li> <li>・企業の生産性向上</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個性と能力を活かした働き方ができる</li> <li>・男性の偏った評価がなくなり昇進機会が増える</li> <li>・仕事と家庭の両立につながり、継続して働くことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性社員の採用や職域拡大につながる</li> <li>・昇格昇級によりモチベーションアップにつながる</li> <li>・勤続年数の伸長により、能力向上につながる</li> <li>・男女問わず活躍できる会社という企業価値が生まれる</li> </ul>

### ◆現在利用できる育児制度

制度名	取得期間	対象者	目的
特別休暇	子の出生日の前後1ヶ月以内に2日	全従業員(男性)	妻の分娩の立会い、付き添い、届出など
産前・産後休暇	出産予定日6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から出産日の8週間後まで	全従業員(女性)	出産
育児休業	子の出産日の8週間後の翌日から子の1歳の誕生日の前日まで ★保育所に入所できない場合等は(最長)2歳まで ★父母同時取得は1歳2ヶ月まで →パパ・ママ育児プラス	全従業員	
産後パパ育児(出生時育児休業)	子の出生後、8週間以内に4週間まで ★分割して2回取得可能	全従業員(男性)	
短時間勤務	子の誕生から小学校就学前まで 1日6時間の所定労働時間選択が可能	全従業員	育児及び保育所等の送迎など
育児時間	子の誕生から3歳の誕生日の前日まで 1日30分ずつ2回の育児時間取得が可能	全従業員(女性) ※入社1年未満の従業員は除く	同上
深夜業の制限	子の誕生から小学校就学前まで	同上	子育て
所定外労働の制限 <sup>※1</sup>	子の誕生から小学校就学前まで	同上	同上
時間外労働の一部制限 <sup>※2</sup>	子の誕生から小学校就学前まで	同上	同上
子の看護休暇	子が1人で5日/年、2人以上なら10日/年 子の誕生から中学校就学前まで 時間単位での取得が可能	全従業員	子の病気・けがの付き添い、看病、予防接種、健康診断など
積立有給休暇制度	妻の分娩する際に連続して休暇が必要な場合 最大3日まで	全従業員(男性)※3	出産の立会い、付き添い、届出など
配偶者分娩休暇	年間最大10日間	全従業員※3	不妊治療を希望する場合
ひよこ休暇	年間最大10日間	全従業員※3	長期的な通院やリハビリが必要な場合
子の看護休暇	子が中学校就学前まで	全従業員※3	

※1: 所定外労働の制限…所定外労働ゼロ ※2: 時間外労働の一部制限…24時間/月、150時間/年まで ※3: 積立有給休暇残日数のある方

- ★その他
- ・短時間勤務と育児時間を併用して、1日5時間の勤務も可能です。
  - ・児童クラブの開始・終了時間により、やむを得ず遅刻・早退が生じる場合は、事前申請により配慮します。
  - ・但し、長期休校期間(夏休み等)及び会社カレンダーによる土曜出勤日に限り、小学校3年生までが対象です。
- ★給付金、免除等
- ・社会保険…分娩休暇時給との2/3相当額の出産手当金、出産育児一時金(39~42万円)→直接医療機関への支払いが可能
  - ・産前・産後休暇及び育児休業期間中の社会保険料免除
  - ・ハローワーク…育児休業中に給与の50%~67%相当額の育児休業給付金
- ★対象となる子の範囲
- ・実子・養子に加え、特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組里親に委託された子等も含まれます。

### ◆現在利用できる介護制度

制度名	取得期間	対象者	目的
介護休業	介護対象家族1人につき、通算93日間 ※分割取得可能(上限3回)	全従業員 ※入社1年未満の従業員は除く	要介護状態にある親族の介護
介護短時間勤務	利用開始から3年の間で2回以上利用可能 (9:00~16:00の6時間勤務)	同上	同上
深夜業の制限	1回につき1ヶ月以上6ヵ月以内	同上	同上
時間外労働の一部制限 <sup>※3</sup>	介護対象家族1人につき介護が終了するまで	同上	同上
介護休暇	介護対象家族が1人なら5日/年 2人以上なら10日/年 時間単位での取得が可能	全従業員	同上
積立有給休暇制度	1親等以内の家族対象 10日/年	全従業員 ※積立有給休暇残日数のある方	同上

※3: 時間外労働時間外労働の一部制限…24時間/月、150時間/年まで

- ★給付金
- ハローワーク…介護休業中は「給与の67%相当額」の給付金

制度に関するご相談・利用に関するご質問・仕事と家庭との両立などに対するお悩みなどは総務部まで